

平成22年第3回函館市教育委員会定例会 会議録

1 日 時	平成22年3月24日(水)	午前10時
2 場 所	教育委員室	
3 出席委員	橋田委員長, 河村委員, 小葉松委員, 星野委員, 多賀谷委員	
4 事務局	川越生涯学習部長, 平馬学校教育部長, 小林生涯学習部次長, 岡崎生涯学習部次長, 對馬管理課長	
5 傍聴者	なし	
6 付議事項		
日程第1	議案第1号	平成21年度教育委員会の事務の点検および評価報告書(案)の決定に関し, 議決を求めることについて
日程第2	議案第2号	函館市の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて
	議案第3号	函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて
	議案第4号	函館市立学校管理規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて
	議案第5号	函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて
	議案第6号	函館市教育委員会自家用電気工作物保安規程の廃止に関し, 議決を求めることについて
日程第3	議案第7号	函館市亀田福祉センター運営委員会委員の解嘱に関し, 議決を求めることについて
	議案第8号	函館市体育指導委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
日程第4	議案第9号	函館市教育委員会と函館方面函館中央警察署, 函館方面函館西警察署との連携に関する協定書の締結に関し, 議決を求めることについて
日程第5	報告事項	・教職員の懲戒処分内申の結果について ・函館市公民館整備改修に関する提言書について

■橋田委員長

- 開会宣言 午前10時
- 議事録署名人に, 河村委員, 小葉松委員を選任。
- 本日の議案のうち, 日程第1, 議案第1号「平成21年度教育委員会の事務の点検および評価報告書(案)の決定に関し, 議決を求めることについて」および日程第5, 報告事項の1点目, 「教職員の懲戒処分内申の結果について」を秘密会とし, 先議したいが, 如何か。
- 異議がないので, 秘密会とさせていただきます。
- 日程第1, 議案第1号「平成21年度 教育委員会の事務の点検および評価報告書(案)の決定に関し, 議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき, 会議録省略)

■橋田委員長

- 議案第1号は、原案のとおり可決します。
- 日程第5，報告事項の1点目，「教職員の懲戒処分内申の結果について」を学校教育部長から報告を求める。

(秘密会につき，会議録省略)

■橋田委員長

- 日程第2，議案第2号「函館市の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて」および議案第3号「函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し，議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第2号および議案第3号の2件について，順次説明する。
- はじめに，議案第2号「函館市の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて」であるが，このたびの改正は，青少年研修センターおよび亀田福祉センターの管理を指定管理者に行わせること，ならびに戸井学校給食共同調理場，恵山学校給食共同調理場および南茅部学校給食共同調理場の廃止に伴い，規定を整備するものである。
- 第2条，別表第1および別表第2において，「青少年研修センター」，「亀田福祉センター」，「戸井学校給食共同調理場」，「恵山学校給食共同調理場」および「南茅部学校給食共同調理場」を削るなど，規定を整備するものである。
- なお，この規則の施行期日は，平成22年4月1日とするものである。
- 次に，議案第3号「函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し，議決を求めることについて」であるが，このたびの改正は，青少年研修センターの管理を指定管理者に行わせること，ならびに戸井学校給食共同調理場，恵山学校給食共同調理場および南茅部学校給食共同調理場の廃止に伴い，規定を整備するものである。
- 本則に列記されている職名のうち，「青少年研修センター所長」，「戸井学校給食共同調理場長」，「恵山学校給食共同調理場長」および「南茅部学校給食共同調理場長」を削り，記載のとおり，規定を整備するものである。
- なお，この規則の施行期日は，平成22年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第2号および議案第3号は，原案のとおり可決する。
- 議案第4号「函館市学校管理規則の一部改正に関し，議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第4号「函館市立学校管理規則の一部改正に関し，議決を求めることについて」を説明する。このたびの改正は，平成22年度から新たに，函館市立の学校に主幹教諭が配置されることに伴い，規定の整備をするものである。
- 改正内容については，道教委からの改正文の参考例で示された内容と同様である。今年度から主幹教諭を設置している旭川市などとも同様の内容となっている。
- 主幹教諭設置の趣旨は，様々な課題を抱えている学校現場に主幹教諭を配置することにより，教員の負担軽減が図られ，子どもと向き合う時間を拡充することを目的とするものである。
- 国においては，平成18年12月に教育基本法が改正され，第6条の第2項に「学校教育にお

いては、体系的な教育が組織的に行われなければならない」と規定された。これを受け、教育再生会議および中央教育審議会から、主幹教諭等の新たな職の設置を求めた報告および答申が出された。平成19年6月に学校教育法が改正され、平成20年度から主幹教諭等の新たな職を置くことが可能となったところである。

- 道教委においては、国の加配基準に基づく定数措置の範囲内で配置することとして、今年度から、28人の主幹教諭が配置されている。配置にあたっては、配置基準を満たした学校に、人事異動や地域のバランスなどを考慮して配置しているとのことである。
- 職務内容については、学校教育法および文部科学事務次官通知で示されている。なお、主幹教諭は管理職には該当しない。
- 主幹教諭の具体的な校務については、①学校の管理運営に関する事項、②教育計画の立案・実施その他の教務に関する事項、③保健に関する事項、④学校の生徒指導計画の立案・実施その他の生徒指導に関する事項、⑤進路指導に関する学校の全体計画の立案その他の進路の指導に関する事項、などが挙げられるが、実際に担当する業務は、各学校の状況に応じて学校長が決めることとなる。
- 主幹教諭の資格要件は、55歳未満で教諭経験が12年以上の教諭であり、主幹教諭になるためには、選考試験を受けなければならない。

■橋田委員長

- 議案第4号は、原案のとおり可決する。
- 議案第5号「函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第5号「函館市体育施設条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を説明する。このたびの改正は、恵山プールの供用期間および供用時間ならびに恵山運動広場の供用時間の変更に伴い、規定を整備するものである。
- 新旧対照表をお開きいただきたい。
- 恵山プールの供用期間については、現行の規則では「6月1日から9月30日まで」と規定しているが、6月と9月の利用者数が非常に少ない状況にあることから、経費縮減を図るため、「7月1日から8月31日まで」に変更しようとするものである。
- 恵山プールの供用時間については、現行の規則では、曜日によって、あるいは夏休み期間中であるかどうかによって、「午後1時30分から午後8時30分まで」と「午前9時30分から午後4時30分まで」の2通りの供用時間を規定しているが、午後4時30分以降の利用者数が非常に少ない状況にあることから、利用実態を踏まえて、「午前9時30分から午後4時30分まで」に変更しようとするものである。
- 恵山運動広場の供用時間については、現行の規則では「午前0時から午後12時まで」と規定しているが、恵山運動広場には照明設備が設置されていないため、夜間は使用できない状況にあることから、「日の出から日没まで」に変更しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成22年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第5号は、原案のとおり可決する。
- 議案第6号「函館市教育委員会自家用工作物保安規程の廃止に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第6号「函館市教育委員会自家用電気工作物保安規程を廃止する規程の制定に関し、議決を求めることについて」を説明する。
- 本議案については、教育委員会の所管に係る自家用電気工作物の保安業務に関して、施設ごとに個別の保安規程を定め、運用する体制とするため、当該規程を廃止しようとするものである。
- 当該規程は、電気事業法に基づき、教育委員会所管施設の電気工作物を一体的に管理するための基準を定めたものであり、職員が、直接、保安業務にあたってきたことから、「訓令」として定めてきたところである。しかし、近年、保安業務の外部委託や指定管理者による施設管理が進められており、「訓令」として保安規程を定める必要性が薄れていることから、今後は、各施設の保安管理の方法を保安業務受託者との協議により定めることとするものである。
- また、市長部局の所管に係る保安規程についても、同様の理由で、平成20年度末に廃止されているものである。

■橋田委員長

- 議案第6号は、原案のとおり可決する。
- 日程第3、議案第7号「函館市亀田福祉センター運営委員会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」および議案第8号「函館市体育指導委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第7号および議案第8号の2件について、順次説明する。
- はじめに、議案第7号「函館市亀田福祉センター運営委員会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、亀田福祉センターの管理については、新年度から指定管理者に行わせることとして、昨年3月に条例を改正したところであり、これに伴い、亀田福祉センター運営委員会については、今年度末をもって廃止することとなっており、任期の途中ではあるが、平成22年3月31日をもって全委員を解嘱しようとするものである。
- 議案第8号「函館市体育指導委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」は、委員の任期満了に伴い、池上収氏ほか56名を平成22年4月1日から平成24年3月31日まで委嘱しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第7号および議案第8号は、原案のとおり可決する。
- 日程第4、議案第9号「函館市教育委員会と函館方面函館中央警察署、函館方面函館西警察署との連携に関する協定書の締結に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 日程第4、議案第9号「函館市教育委員会と函館方面函館中央警察署、函館方面函館西警察署との連携に関する協定書の締結に関し、議決を求めることについて」を説明する。
- 第1条では、本協定の目的について規定している。本協定は、学校と警察が児童生徒の非行等に関する情報を共有することにより、緊密な連携のもとに、非行の再発防止及び未然防止ならびに犯罪被害の未然防止を図り、児童生徒の健全育成に資することを目的とするものである。
- 第2条では、名称について規定している。この協定に基づく連携体制の名称は、「子どもの健全育成サポートシステム」とするものである。
- 第3条では、関係機関について規定している。函館市教育委員会および函館市立学校、函館方面函館中央警察署および函館方面函館西警察署の4機関で連携を行うことになる。
- 第4条では、連携の内容について規定している。関係機関は、児童生徒の非行等の個々具体的

な情報について相互に連絡を行うとともに、必要に応じて協議を行い、具体的な対策を講じるものとしている。

- 第5条では、連絡の対象事案について規定している。本協定に係る連絡の対象事案は、第5条に掲げるもののうちで、市立学校長または警察署長がそれぞれにおいて連絡を必要と認めるものとしている。なお、警察署から市立学校への連絡対象事案は、逮捕に係る事案、逮捕以外の検挙、補導に係る事案のうち、粗暴行為等を行う非行集団の一員である場合、他の児童生徒に影響が及ぶ場合、ぐ犯性が強い場合などである。また、市立学校から警察署への連絡対象事案については、児童生徒の非行の再発防止及び未然防止のため警察署との連携が必要と認められる事案、学校内外における犯罪被害の未然防止や児童生徒の安全確保のため警察署との連携が必要と認められる事案である。
- 第6条では、連絡の方法等について規定している。連絡方法については、双方の連絡担当者間で面接又は電話により速やかに行う。市立学校の連絡担当者は教頭であり、校長の指示に基づき連絡の業務を行うこととなる。また、連絡に当たっては保護者との連携に十分配慮するものとする。連絡した事案については市立学校長が教育長に報告すること、の2点を留意事項として明記している。
- 第7条は、秘密保持の徹底等について規定している。連絡の範囲は、対象事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要及び非行等の防止のために最低限必要な情報とするものである。
- 第8条は、適正な措置について規定している。対象事案に関係した児童生徒の処遇に当たっては、この協定の目的を踏まえ、単なる制裁にとどまらず、健全育成の観点から教育的効果を伴った適正な取扱いとなるよう配慮するものとしている。
- 第9条では、本協定を円滑に実施するため、必要に応じて協議を行うこと、第10条では、経費の負担について規定している。
- なお、道内では、180市町村のうち160以上の市町村が締結しており、締結率は90%を超えている。
- また、本協定が適切に運用されるよう、対象事案の例、保護者との連携、個人情報の取扱いなどについて、協定書の内容をより具体的にした覚書を作成することとしている。

■橋田委員長

- 議案第9号は、原案のとおり可決する。
- 日程第5、報告事項の2点目、「函館市公民館整備改修に関する提言書について」を生涯学習部長から報告を求める。

■生涯学習部長

- このたび、函館市公民館整備改修に関する懇話会から提言書が提出されたので報告する。
- 本公民館は、長く市民に親しまれながらも、老朽化が著しく、また、利用しづらいとの意見が寄せられており、整備改修が求められているが、今後、整備改修を計画するにあたり、広く市民の意見を聴くため、本懇話会を設置したものである。
- 本懇話会の委員については、公民館の利用団体や市民団体を代表する方、建築や音響の専門家、学識経験者、公募の委員、12名を委嘱し、平成21年7月9日の第1回懇話会に始まり、平成22年2月17日まで4回の会議を開催し、提言書をまとめたものであり、2月23日に教育長に対して提言書の提出があった。
- 提言書の内容は、本公民館が有する歴史や果たしている役割の重要性から、現施設を保存し活用すべきと結論づけた上で、抜本的な改修を行うとともに、現代の利用者ニーズに合わせた整備が必要であると、意見を表明している。
- また、整備改修にあたっては、安全性、機能性、快適性を優先順位として考慮すべきであることなど、基本的な考え方をまとめた上で、具体的方向として、施設自体や設備の改善方策をはじめ

め、館内のレイアウトと各室の利用方法、管理・運営面での改善方法、さらにはアクセスに関する課題などを指摘しながら、改修イメージとなる図面も添付し、市民にとってどのような公民館が望ましいのかをまとめ提言するとともに、整備改修において可能な限り本提言を生かしてほしいと締めくくっている。

- 今後については、本提言の内容を踏まえ、教育委員会としての基本的な考え方をまとめるなど、整備改修のあり方を検討していきたいと考えている。

■終了宣言

- 午前11時27分

議事録署名人 河村 祥史

〃 小葉松 洋子

調製者庶務係 山本 茂義